あづみのパークコミュニティ会議規約

(目的)

第1条 本会は、国営アルプスあづみの公園堀金穂高地区、県営鳥川渓谷緑地、及び 安曇野市内で行われる地域の活性化に資する事業の情報交換と、コミュニティ(共 同体)の形成を図ることを目的とする。

(事業)

- 第2条 本会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。
 - (1) 地域の活性化に資する情報の提供に関すること
 - (2) (1) の情報提供を踏まえ、両公園との連携可能な事業に係わる意見交換に 関すること。
 - (3) その他目的達成のために必要なこと。

(組織)

第3条 本会は、第1条の目的に賛同する団体をもって組織し、随時加入することができる。

(役員)

- 第4条 本会に会長及び副会長各1名を置き、会員の互選により定める。
- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務 を代理する。
- 4 役員の任期は3年とし、再任は妨げない。

(会議)

- 第5条 本会は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者の出席を要請し、助言、中立な立場での調整等を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の事務局は、安曇野市都市建設部都市計画課において担当する。

(委任)

- 第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 附 則 この規約は、平成27年3月12日から施行する。